

世界中の弁護士が

「GPLは契約」と言う愚かな理由

オープンソースの「今」を伝える

オープンソースカンファレンス
2018 Kyoto

2018年8月3日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

「GPLはEnforcementか」という命題への呪縛

その命題とは

「GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合

裁判所が

『GPLの方法により、ソースコードを公開せよ』

と命じることができるか」ということ

あなたは知りたいのは、そんなことですか？

GPL違反の裁判で、
ソース開示命令が出るか否か？



何がGPL違反になるのか？
どうすれば、
GPL違反を犯さないのか？ では？

ところが、弁護士は、

この命題が何よりも重要と思っているらしい

英米法における「property」概念

のない日本において

OSSの強制力の根拠をどこに求めるのか

という10年前の議論を

全く理解していない

15:52 - 2016年9月1日

誰が、そんな命題を与えたのだろうか？

OSSの強制力(Enforcement)?

誰が、何のために求めているのか？

トーバルズ氏がLinuxとGPLについて真に思うこと

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/2/>

2016年Linuxカーネルサミット提案スレッドから

経緯が伺える

開発者は、こういうことを言われてきたらしい

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って

『われわれがGPLに従わないと

いけないと思っているのか？

オーケー、では訴えてみたらいい。

『そうでなければ従うものか』と

この事態を、こう考えた人たちがいた - SFC

Software Freedom Conservancy

われわれには2つの選択肢がある。

GPLを捨て去るか、

裁判所命令を勝ち取って**強制**するか

のいずれかだ

これの根拠を示すのが

GPL Enforcement重視

のきっかけらしい

「訴えてみる」 → 「勝訴して強制してやる」

これって・・・

単に、「売り言葉に買い言葉」

その結果がどうなるか考えていない

「契約だから、強制力がある」と言いたい?

IPAやSOFTICの報告書の微妙な表現

O₂ 弁護士

GPLは使用許諾契約であると
考えざるを得ないであろう

無理に契約と
考えなくても…

H教授

GPL全体を著作権ライセンス契約の
一類型として整理することが可能となる

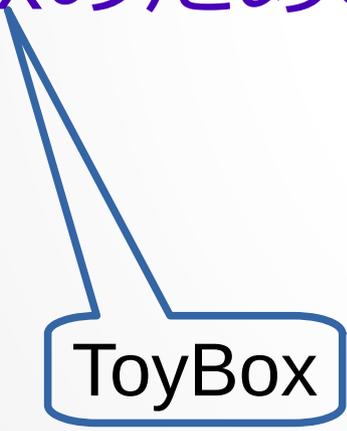
裁判で契約と扱われる可能性はあるということ

GPL違反訴訟の結果、どうなったか

SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。

それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、
BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。

Linus Torvalds



ToyBox

SFCの矛先がLinuxに向けられると、反発

止めてください。

Linuxをあなた達のコミュニティ活動の
道具にしないでくれ。

Please stop.

And don't use Linux as a tool

in your "community work".  SFC

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003749.html>

Linux開発プロジェクトでの認識

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects.

プロジェクトを**破壊**した人々は、
そのプロジェクトを「**救済**しよう」と
求めた弁護士であった。

SFCの提案の代わりに、Linus Torvalds氏が

カーネルサミットに提案した題目は

弁護士たち：

オープン性にとっての害毒、

そしてコミュニティにとっての害毒、

プロジェクトにとっての害毒

この記事を見た日本のある弁護士の反応…

「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」とか

「弁護士は**害悪**でしかない」という意見はLinuxコミュニティを引っ張っている人たちからは幾度となく聞かされた。

なんでこのようなすれ違いが生じてしまったのだろう。

弁護士たちは、

GPLは契約:強制力があると説明することで

プロジェクトを救済するつもりで、

プロジェクトを破壊していた。のに

その自覚が無いから

すれ違いと思うのでしょうかね。

では、『われわれがGPLに従わないといけな
思っているのか?』と言われたら、どうすれば良い?:私案

従わなければならないのは、

GPLではなく、著作権法

GPLの許諾なくば、

再頒布は著作権法違反の犯罪****

法人の場合、三億円以下の罰金刑

そもそも、「ライセンス」とは何か？

ラテン語で許可もしくは**同意**といった意味を表す
“licentia”という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、なんら
財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、

**ライセンスが行わなければ違法になる行為を
合法にすること**であるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 梶山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編),

ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

GPLでも、そう考えている モグレン先生の回答より

ライセンスは、**一方的な許諾**であり、
(契約などの)**債務**などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

モグレン先生の補足説明

ローマ法大全だから、“licentia”というラテン語

世界中のたくさんの法学者は
白髪と古い知性の人々。

それは、それほど古い知性ではない。
彼らの法制度における古い法律辞書を見て、
「ライセンス」の意味を調べるであろうが、
もし、(古代)ローマ人だったならば、
ライセンスの意味を探すために、
ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の
法学提要进行を調べたであろう。

モグレン先生の認識では、

世界中のたくさんの法学者は
ローマ法大全まで遡って、

ライセンスの本来の意味
まで調べる知性まで無いから
わからんだろうが。
と言っている。

ましてや一般の
弁護士が
わかるのか？

ライセンス自身がライセンサー/ライセンシー間の「契約」であるわけではない

戦後、特許のライセンス契約などが扱われるようになったが、「ユスティニアヌス帝の時代から第二次世界大戦まで一千年間ずっと、(一方的な許諾)という意味であった。」(モグレン先生)

「ライセンス」の許諾内容について合意契約すれば、「ライセンス契約」になる。

「ライセンス」と「ライセンス契約」

を混同してはいけない。

少なくとも、GPLなどにおいては

こういう
「ライセンス」を「ライセンス契約」と誤解すると
・・・犯罪に誘導される

製品出荷(頒布)

ライセンス(許諾)の「条件」と
正しく解すれば

出荷前に、ソース開示する。
製品にソース添付、または、
提供する旨の申し出を添付

時間軸

条件を満た
した状態

ライセンス契約の「義務(債務)」と
誤解すると

出荷後に、ソースを提供でき
るように粛々と準備すれば
よいと考える

条件を満た
さない著作権
侵害状態

GPLを契約と解していると不誠実な対応をしかねない だから、契約の債権ではなく著作権行使の条件と解釈せねばならない

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、
バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、
現在ではソースコードが入手できません。

お金は？ 支払わないで持ち出すと
万引きだよ、と指摘しても

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか
お教え願います。

➡ 「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害)」という指摘を受けても

社内対応を急いでおり
順次 アップデート版GPLソースを公開させていただきますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。
尚、具体的なリリース日に関しては、次週よりアナウンスさせていただきます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

万引したら支払義務が発生
するわけじゃない

工面を急いでおり、
しばらくお待ちください。
(払えば文句無いんでしょ)
と開き直ったかのような対応

➡ 「義務は粛々と遵守している」と、既に著作権侵害を犯して
いるという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。

ほかに、「OSSライセンスは契約」と誤解した
弁護士の意見を取り入れた結果

Linuxが流行りだした20年前、ある弁護士のGPLへのご意見

「所轄裁判所や準拠法の記載がなく
不十分な法的文書だ」



記載したOSSライセンスが作成される

MPL-1.0 「カリフォルニア法/裁判所」

EPL-1.0 「ニューヨーク州法および

アメリカ合衆国の知的所有権法」

EPL:GPLと両立しないライセンス

EclipseでGPLのライブラリを使う

EPL-1.0 第7条全般「ニューヨーク州法およびアメリカ合衆国の知的所有権法に従います」

Eclipse

GPL

この結合著作物
頒布する際

Eclipse

GPL

EPL
違反

GNU GPLv2 第2条b)

その全体をこのライセンスの条件に従って

※この問題を回避するために、MPLは初期よりGPL/LGPLも選択できるトリプルライセンス
EPLも2017年EPL-2.0で準拠法記載を削除しオプトインでサブライセンス指定可能に。

「GPLは契約」という人の愚かさは

1. 救済するつもりで**コミュニティを潰し**
「害毒」とまで言われている愚かさ。
2. 契約と言って、義務を粛々と履行させる形
で**著作権侵害に誘導**していた愚かさ。
3. 記載が無いと不十分な法律文書と言って
管轄裁判所・準拠法を記載を求め、**GPLと**
両立しないライセンスを作り出した愚かさ。

繰り返すと、結局、弁護士が

「GPLは契約」と言って支援したのは
GPL/開発プロジェクトの虎の威を借る(?)



GPL強制活動コミュニティ・団体。

区別が付いていないのだろう



これが、開発プロジェクトを破壊し

GPLの理解もねじ曲げるという

愚かなことをした理由の一つだと思う

今回のプレゼンの元となった
CRIC受賞論文の他、
きちんと根拠を調査分析した情報
をご提供します。

「STOP!世迷い言被害 私はだまされない」 合原アナ@首都圏(NHK)

内容について、e-mailやTwitterで
質問も受け付けています。